

石巻市監査委員告示第1号

令和4年11月29日付け石巻市監査委員告示第14号で公表した建設部の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和5年1月5日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 清水俊雄

石巻市監査委員 渡辺拓朗

石 住 第 4 1 9 号
令和4年12月28日

石巻市監査委員 堀 内 賢 市 殿
石巻市監査委員 清 水 俊 雄 殿
石巻市監査委員 渡 辺 拓 朗 殿

石巻市長 齋 藤 正 美

監査結果に係る措置について

令和4年11月29日付け石監第12号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

指摘事項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監 査 結 果 （ 指 摘 の 内 容 ）	措 置 （ 改 善 ・ 検 討 ） 状 況
<p>住宅課</p> <p>【契約事務】（令和4年度）</p> <p>契約規則及び管財課長通知において、業務委託契約は契約書（請書を含む）により契約を締結することとなっているが、借上型復興住宅賃借権設定に係る登記委託業務について、相手方と契約書を取り交わさず業務発注を行っていることから、今後は、契約書を取り交わし業務発注を行うこと。</p> <p>【支払事務】（令和4年度）</p> <p>借上型復興住宅賃借権設定に係る登記委託料について、請求日（令和4年6月3日）から支払日（同年8月19日）まで2か月以上を要し、支払遅延となっていた。</p> <p>契約書が作成されていない場合の支払期日は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定められていることから、今後は、法令を遵守し適正な時期に支払うこと。</p>	<p>住宅課</p> <p>【契約事務】</p> <p>今回指摘のありました契約事務については、職員の理解不足が原因でありますことから、今後は法令を遵守し、契約規則及び管財課長通知に則り、適正に事務処理を実施いたします。</p> <p>【支払事務】</p> <p>支払い事務については法令を遵守し、適正な時期に支払いを行うよう職員に周知徹底いたします。</p> <p>また、今後は再発防止に向けて、係長が中心となり業務の進捗状況や履行期限等をチェックするとともに、課長等が随時確認いたします。</p>